

○長門市中小企業退職金共済掛金補助要綱

(平成 17 年 3 月 22 日告示第 72 号)

改正 平成 19 年 1 月 25 日告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この告示は、中小企業の従業員について退職金共済制度を確立するため、中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)による勤労者退職金共済機構が実施する一般の退職金共済契約を締結した中小企業者(以下「共済契約者」という。)に対し、掛金の一部を補助することにより、共済制度の加入促進を図り、もって中小企業の振興発展と中小企業従業員の福祉の増進と雇用の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者で、市内において引き続き 1 年以上同一事業を営み、かつ、市税を完納しているものをいう。

2 この告示において「従業員」とは、前項の規定による中小企業者の事業所等に勤務している者をいう。

(掛金の補助)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、中小企業者が従業員について新たに共済加入契約を締結した場合、その共済契約が効力を生じた日の属する月から掛金を納付した共済契約者に対し、加入従業員 1 人につき最低掛金月額額の 10 分の 1 以内の額を 1 年間予算の範囲内において補助する。

(補助金の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする共済契約者は、毎年 1 月末日までに、中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に月別・個人別掛金内訳書(別記様式第 2 号)を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の補助金交付申請書を受け取った場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書(別記様式第 3 号)を申請者に交付するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた共済契約者は、中小企業退職金共済掛金補助金請求書(別記様式第 4 号)を、市長に提出しなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第 7 条 市長は、共済契約者に対して必要な書類、関係帳簿等を提出させ、又は調査することができる。

(補助金の返還)

第 8 条 市長は、共済契約者が不正な行為等により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の長門市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱(平成 6 年長門市要綱)、三隅町中小企業退職金共済掛金補助要綱(平成 9 年三隅町要綱)、日置町中小企業退職金共済掛金補助要綱(平成 11 年日置町要綱)又は油谷町中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱(平成 13 年油谷町訓令第 10 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 1 月 25 日告示第 7 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 4 条関係)

月別・個人別掛金内訳書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 5 条関係)

中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 6 条関係)

中小企業退職金共済掛金補助金請求書

[別紙参照]